

平成 20 年 5 月 20 日

各 位

会社名 株式会社大阪証券取引所
代表者名 取締役社長 米田道生
お問合せ先 広報グループ
電話 06(4706)0800

取引参加者における上場適格性にかかる調査体制の整備について

当社では、有価証券の発行者が上場申請を行う場合には、幹事取引参加者の作成した推薦書等の提出を求めています。これは、幹事取引参加者による調査を経たうえで、上場申請を行うことによって当社における当該有価証券の上場適格性審査をより確かなものとし、当社市場に対する投資者からの信頼の維持・向上を図ろうとするものであります。

しかしながら、昨今、幹事取引参加者が上記調査を十分に行っていない事例が認められており、そこで、幹事取引参加者に求められる上記調査に係る内容及び体制等を明確化し、その水準を維持・向上する観点から、取引参加者規程を一部改正し、所要の整備を行うこととします。

改正概要

1 上場適格性に係る調査の実施

- ・ 幹事取引参加者は、推薦書等の作成にあたり、予め新規上場申請者の経営者の識見、内部管理体制、業績等、上場適格性にかかる調査を行うことを規則上明確化する。
- ・ 幹事取引参加者が行う新規上場申請者の上場適格性調査の内容は以下とおりである。

(1) 調査項目

新規上場申請予定の株券等が上場審査基準に適合する見込みがあるかどうかについて審査を行う。

(2) 監査人からの意見聴取

監査法人等から財務計算に関する書類について意見聴取を行う。

(3) 幹事取引参加者の交代等があった場合の対応

幹事取引参加者・監査法人の交代，上場申請を予定していた証券取引所の変更が行われた場合には，交代理由等を確認し，当該内容の合理性について検討を行う。

(4) 上場日までの企業動向の把握

新規上場申請後，上場適格性調査の結果に影響を及ぼす事項が認められた場合，当該内容を当社に報告する。

2 上場適格性の調査の独立性の確保

幹事取引参加者は，上場適格性調査を的確に遂行できる人的構成を確保するとともに，独立した意見形成を行うために，次のような組織体制を構築する。

(1) 上場適格性調査部門の設置

(2) 上場適格性調査部門の担当者の新規上場案件獲得のための営業推業務や新規上場申請者への指導業務の禁止

(3) 上場適格性調査部門担当役員の上場営業推進部門・上場指導部門の兼任禁止

3 社内規則等の整備

- ・ 幹事取引参加者は，適正な上場適格性調査の実施及び独立した上場適格性調査部門による独立した意見形成のために必要な社内規則を定める。
- ・ 幹事取引参加者は上場適格性調査において収集した資料等を5年間保存する。

実施時期等

- 1 平成20年5月20日～6月3日 パブリックコメント募集期間
- 2 平成20年7月実施予定

以 上